

学校法人福井仁愛学園役員等の報酬・費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人福井仁愛学園寄附行為に規定されている役員並びに評議員（以下「役員等」という。）に係る報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬等)

第2条 役員等に対し、第3条及び第4条の定めにより報酬等を支給する。

第2条の2 理事長の報酬は、月額報酬及び期末手当とする。月額報酬は、月額870,000円とする。また、期末手当は月額の3か月分を上限として支給することができる。

2 本学園の専任職員として給与を受けている者が理事長に就任する場合は、前項の報酬は支給しない。

3 理事長が理事長専任となる場合、第4条に定める会議等の報酬は支給しない。

(退職慰労金)

第3条 本学園の専任職員でない理事・監事が退任する場合においては、その功労に謝するため、300,000円と延べ就任期間（年数）を4で除した商（小数点以下切捨て）に200,000円を乗じた額の合算額を退職慰労金として支払うことができる。

(会議等の報酬等)

第4条 理事会・評議員会等の会議への出席及び法人業務のための業務（出張含む）を行った役員等に対しては、報酬を支給することとし、その額は別表1のとおりとする。

(旅費等)

第5条 役員等には、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊手当、宿泊費等とし、その額は別表2及び別表3のとおりとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を徴した上で理事会において行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和7年7月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別 表 1 (第 4 条関係)

区 分	報 酬 (日額)	
	学園職員ではない役員等	学園職員である役員等
会議	15,000 円	7,500 円
上記の他、法人業務のための業務 (出張含む)	15,000 円	7,500 円

別 表 2 (第 5 条関係)

区 分		鉄 道 賃	航空・船運賃	車 賃	宿泊手当	宿 泊 費 実 費 (上 限)
出張	県外	グリーン料金	実 費	実 費	定額 (備考 2 のとおり)	実費 (上限額は宿泊地別 に別表 3 のとおり)
	県内	普通料金	*****	実 費		

別 表 3 (第 5 条関係)

宿泊費上限 (一夜につき)	地域
40,000 円	埼玉県、東京都、京都府
38,000 円	福岡県
36,000 円	千葉県
34,000 円	神奈川県、新潟県
32,000 円	香川県
29,000 円	熊本県
27,000 円	北海道、岐阜県、大阪府、広島県
25,000 円	山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県
23,000 円	青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、 奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県
21,000 円	宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県
19,000 円	岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県
17,000 円	福島県、鳥取県、山口県

(備 考)

1. 航空・船運賃は、特に必要と認めた場合のみ支給する。
2. 2,400 円/泊 (素泊まりの場合)
 - 1,600 円/泊 (宿泊費に朝または夕食代いずれかが含まれている場合)
 - 800 円/泊 (宿泊費に朝夕食代いずれも含まれている場合)